

事務所だより

第134号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

ストレスチェック制度の導入

平成27年より労働者数50人以上の事業場を対象として、年1回のストレスチェックの実施が義務付けられました。が、契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

また、50人未満の小規模事業場はストレスチェックの実施は、努力義務となっています。しかしながら、50人未満の小規模事業場では、1人でもメンタルヘルス不調者が発生することはダメージが大きく経営にとっても痛手です。

今回は、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に気付くきっかけになり得るストレスチェック制度の導入方法を順に確認してみたいと思います。

ストレスチェックとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（図参照）に労働者が記入・回答し、それを集計・分析すること、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処し、またストレスが高い状態の場合は医師の面接と助言を受けて、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりして、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止していくという仕組みです。

1年以内ごとに1回、全ての労働者に対してストレスチェックを実施します。

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の準備から事後措置までは、次のとおりです。

1、導入前の準備（実施方法など社内ルールの策定）を行います。

【ポイント】

①事業主として「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示します。

②衛生委員会を設けている事業所は、ストレスチェック制度の実施方法などを話し合います。また、決まったことを社内規程として明文化し、全労働者にその内容をお知らせします。

③実施体制や役割分担を決めます。

2、全員に質問票（図参照）を配布し、記入してもらい、回収します。

【ポイント】

①記入が終わった質問票は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が回収します。第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力が終わった質問票の内容を閲覧してはいけません。



3、ストレス状況の評価と医師の面接指導の要否の判定を行います。

【ポイント】

①医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選びます。

4、本人に結果を通知します。

【ポイント】

①結果は、事業主や事業所には返ってきません。結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。

②結果は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が保存します。

5、面接指導と就業上の措置を実施します。

【ポイント】

①3、の判定で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施します（期限があります）。

②面接指導の結果は、事業所で5年間保存します。

ストレスチェック

制度運用の注意点

ストレスチェック制度は、労働者の個人情報適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。そのため、情報の取扱いに十分留意することにも、不利益な取扱いを防止しましょう。

質問票のイメージ

	ちやがう	ちやうど	まあまあ	さうだ
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	2	3	4	1
2. 時間内に仕事が処理しきれない	2	3	4	1
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	2	3	4	1
2. 元気がいっぱいだ	2	3	4	1
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	2	3	4	1
2. 職場の同僚	2	3	4	1

ストレスチェック助成金

派遣労働者を含めて従業員50人未満の事業主が、ストレスチェックを実施し、また、医師からストレスチェック後の面接指導等の活動の提供を受ける場合に、費用の助成を受けることができる制度があります。

ただし、左表要件すべてに該当していることが前提です。

【事業場の要件】

1. 労働者を雇用している法人・個人事業主であること。
2. 労働保険の適用事業場であること。
3. 常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。

【対象となる取組の要件】

1. ストレスチェックの実施
 - ・ストレスチェックの実施者が決まっていること。
2. ストレスチェックに係る医師の活動（※1）

面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること。

 - ・事業者が医師と契約を締結し、「ストレスチェックに係る医師による活動」の全部または一部を行わせる体制が整備されていること。（※2）
 - ・ストレスチェックに係る医師による活動1回あたりの金額が明記されていること。
 - ・実施医師の氏名が明記されていること。
 - ・申請事業場が契約を締結していること。又は、本社等が管轄事業場の契約をまとめて締結している場合は、申請事業場が契約対象事業場として明記されていること。
 - ・ストレスチェックの実施および面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

（※1）ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること。

（※2）ストレスチェック後の面接指導等を実施することが含まれていること。

助成の対象となる費用と助成額は、以下のとおりです。ただし、実費額が上限額を下回る場合は実費額（税込）になります。

助成の対象	助成額（上限額）
ストレスチェックの実施費用 （年1回のストレスチェックを実施した場合）	1従業員につき 500円（税込） × 実施人数分
ストレスチェックに係る医師による活動費用	1事業場あたり 1回の活動につき 21,500円（税込）

今回の助成金の対象となる取組の実施時期と申請期間は、以下のとおりです。

実施時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※以下の日付が上記期間中である必要があります。

・様式第2号又は様式第2-1号の「ストレスチェック実施日」

・様式様式第3号又は様式第3-1号「2ストレスチェックに係る医師に活動実施状況」の実施日

申請期間

令和2年5月29日から令和3年6月30日まで（消印有効）

なお、申請先は独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課です。

十一月の労務手続
「提出先・納付先」

10月
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（10月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○10月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」

30日

○10月分健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

その他

○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

朝夕と日中の気温差が大きくなるこの時期、毎年ノドの調子が悪くなるのですが、今年は自覚症状がありません。“常時マスク着用”の思わぬ効果でしょうか。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com



南禅寺